

平成29年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		平成29年12月1日(金) 金沢市役所 第3委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授)	
次第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 平成29年7月1日から平成29年10月31日までに係る本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (平成29年7月1日から平成29年9月30日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森本北部地区上水道整備事業配水池築造工事 ・ 金沢市城北市民運動公園屋内広場建設工事(電気設備工事)
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部衛生センター中央監視制御装置取替工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度 臨海水質管理センター沈砂池ポンプ棟耐震補強工事実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新辰巳発電所屋外変電所架台設置等実施設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告又は意見の具申		平成29年度第2四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

別紙
総括

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。
工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

依然として、最低制限価格でのくじ引きにより落札する案件は多いが、予定価格が事前公表されていることや、情報公開が進み、事業者が積算しやすくなっていることを前提に、事業者が積極的に仕事を取りに来ている結果としてのことであり、現時点で本市の入札契約制度に大きな問題はないと考える。
しかし、入札制度の不断の見直しは大切であり、石川県や国の動向も注視して、制度の整合性も含め、検討を続けるとともに、適時・適切に対応していくことが重要であると考えている。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 7・8月に発生した豪雨災害による復旧工事が指名競争入札で、応急対策工事が随意契約とされたのは、緊急性によるものなのか。それとも金額等の違いによるものなのか。</p> <p>○ 建築・設備工事で最低制限価格が上限値である90%となる案件が増加し、最低制限価格の上限値の入札も増えている状態だが、このことについてどのように考えているか。</p>	<p>・ 応急対策工事については主に緊急に対応する必要がある場合に、直ちに対応できる事業者に対して随意契約を行う。また、応急対策工事が終わった後の本格復旧については指名競争入札で行う。 緊急性の度合いで、随意契約か指名競争入札を選択している。</p> <p>・ 最低制限価格の引き上げにより、最低制限価格と同額であっても利益が見込めるようになってきたと推察される。この結果として、同額入札及びくじ引きが増えていると考える。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>森本北部地区上水道整備事業 配水池築造工事</p> <p>○ 最低制限価格が上限の90%であるが、事業者側から見てこの工事内容だと「上限の90%である」とわかるような内容なのか。</p> <p>○ 最低制限価格の上限については、どのような内容の工事であっても一律に適用していくものなのか。</p> <p>金沢市城北市民運動公園屋内広場建設工事（電気設備工事）</p> <p>○ 積算能力が高くなり、最低制限価格と同額で入札する事業者が増えているとのことだが、その場合、抽選対象者の中でも技術力などの差があると思われる。競争させると多少は差が出るかと思うが、くじ引きではその部分が見えなくなる。その点についてはどのように考えているか。</p>	<p>・ 一見ただけで簡単にわかるというわけではないが、ある程度の積算技術を持つ業者が、しっかりと積算を行えば予想はできるものである。</p> <p>・ 最低制限価格の積算方法の基準があるため、現在のルールでは90%が上限となっている、そのため、どのような工事内容であっても一律に適用している。</p> <p>・ 総合評価案件であれば技術力など比較できるが、そうでなければ技術力を落札者決定の比較要件とはできない。しかし、現在は業者がみな努力しており、工事検査後には検査で指摘されたことを踏まえ、さらなる技術力の上昇に努めている。工事成績評価も「良好」である75～79点の範囲に集中しており、技術力の差はさほど無いことから、くじ引きで決まったから、粗雑工事になることはないと考えている。</p>

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>西部衛生センター中央監視制御装置取替工事</p> <p>○ 本工事だけではなく他の随意契約でもそうだが、大きなプラント事業を行った場合に、機器設置時は入札で、その後の修繕等は部品に汎用性がないことから随意契約という例が多く見られる。機器設置時にできるだけ汎用性のある部品を用いた設置工事ができないかこれからも検討してほしい。</p> <p>平成29年度 臨海水質管理センター沈砂池ポンプ棟耐震補強実施設計業務委託</p> <p>○ 入札結果を見ると、一者だけ最低制限価格付近で入札しており、残りの参加者は予定価格の95%程度で入札している。おそらく成果品に影響してくるのではないと思われるが、入札金額と成果品の関係性について検討すべきではないか。</p> <p>新辰巳発電所屋外変電所架台設置等実施設計業務委託</p> <p>○ 入札結果を見ると、落札者以外は辞退もしくは予定価格付近での入札となっている。落札者以外の業者が追随できないならば当該案件は随意契約にすべきではないかと考えるが、指名競争入札にした理由は、</p>	<p>・ 成果品については、委託についても成績評点による評価をしていることから、当該委託についても評価をした結果それが適正であるか、今後検証していきたい。</p> <p>・ 落札者は同様の業務を多く行っており、他者よりも安価に実施できるということもあったと考えるが、落札者しか出来ない案件ではないことから、設計をできる会社が他にもあれば、価格競争するのがあるべきルールであると考え、指名競争入札を行った。</p>